

司法修習生の給費制の存続を求める請願書

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2010年 月 日

■【請願趣旨】

2004年12月、国会において、司法修習生への給費制を廃止して、国が司法修習生に修習資金を貸与する制度(貸与制)に切り替える旨の改正裁判所法が成立しました。同改正に際しては、衆参両院で附帯決議がなされ、政府及び最高裁判所は「改正」法施行に当たり、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」が明記されていますが、同改正法自体に手が加えられることはなく、同改正法の施行期日は、本年11月1日に迫っています。

しかしながら、日弁連が行った2009年11月19日のアンケート結果によると、司法修習生の1528名のうち、奨学金などの債務を負担する者が半数以上(約53%)おり、平均負担額は約318万円で最高負担額は1200万円であるという実態が明らかになりました。

また、法科大学院入学のための適性試験志願者数は、2003年度の約5万9000人から平成21年度には約1万9000人に減少し、法科大学院への社会人入学者の割合も2004年度の約48%から2010年度には約30%まで減少しています。

このような状況下で給費制が廃止されれば、法律家を目指す人がさらに減少し、まさに、上記附帯決議が指摘した弊害「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が生じる可能性が大きいと言えます。

医師については2004年以降国家試験に合格した医師には2年間の臨床研修及び研修専念義務が課される一方、研修医が研修に専念することができるよう、相応の予算措置がなされています。

期待される役割の公共性・公益性において医師と法律家には共通点が多く、法律家は市民の「権利の守り手」ともいべき役割を果たしています。「権利の守り手」たる法律家になるために修習専念義務を負う司法修習生についても医師と同様に、給費制を存続すべきです。

有為で多様な人材を法律家として社会に送り出すために、私たちは、次の請願事項を求めます。

■【請願事項】

司法修習生の修習費用の給費制を存続させるため、裁判所法を改正してください。

氏名	住所

* 上記個人情報には本目的以外には使用しません。

署名集約団体

日本弁護士連合会

集約単位会

〔 第一東京 〕

弁護士会

取扱団体

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

電話03(3580)9841 FAX 03(3580)2866